

その他仕様書修正箇所(新旧対比表)

No	頁番号	行番号	項目	修正前	修正後	理由
1	調達仕様書 1	3	表0 用語説明	右の項目を追加	用語: STATS-PC 説明: クライアント端末の内の運用管理用PCと統計業務用PCを示す。	用語が追加となったため
2	調達仕様書 1	3	表0 用語説明 No.11 説明欄	現行STATSサービス請負業者、現行STATS運用管理支援事業者、次期STATSアプリケーション移行作業請負業者、次期STATS運用管理支援事業者、STATSアプリケーション改修作業請負業者及び工程管理(構築支援)事業者を示す。	現行STATSサービス請負業者、現行STATS運用管理支援事業者、次期STATSアプリケーション移行作業請負業者、次期STATS運用管理支援事業者及びSTATSアプリケーション改修作業請負業者を示す。	工程管理(構築支援)事業者について調連の実施が困難となったため
3	調達仕様書 1	3	表0 用語説明	右の項目を追加	用語: 統計業務用PC 説明: STATSアプリケーション等を利用するために調査統計グループの統計調査実施室等に提供されるPCを示す。	用語が追加となったため
4	調達仕様書 6	81	1 調達案件の概要 (6) 作業スケジュール	作業スケジュールは次のとおり想定している。	作業スケジュールは次(図2 作業スケジュール(予定))のとおり想定している。	図番号及び名称の記載が漏れていたため
5	調達仕様書 7	86	図2 作業スケジュール(予定)	工程管理(構築支援)事業者	工程管理(構築支援)事業者の行を削除	工程管理(構築支援)事業者について調連の実施が困難となったため
6	調達仕様書 8	119	表2 関連する調達案件の一覧	項番4	項番4の行を削除	工程管理(構築支援)事業者について調連の実施が困難となったため
7	調達仕様書 9	130, 131	2 調達案件及び関連調達案件 (3) 入札制限 イ	イ「表2 関連する調達案件の一覧」項番4の請負業者(再委託先等を含む。）」及びその関連事業者は、入札には参加できない。	イを削除し、以降の項番を繰上げ	No.7の修正に伴うもの
8	調達仕様書 12	239～242	4 作業の実施内容 ア 設計 ア 設計・構築実施計画書等の作成	請負業者は、担当部署が定めるプロジェクト計画書及びプロジェクト-管理要領と整合をとしつつ、「要件定義書(確定版)」及び当省の指示に基づき、工程管理(構築支援)事業者と調整の上、設計・構築実施計画書及び設計・構築実施要領の案を作成し、当省の承認を得ること。 なお、設計・構築実施計画書及び設計・構築実施要領の記載内容は標準ガイドライン(第7章 設計・開発)で定義されているものとする。	請負業者は、担当部署が定めるプロジェクト計画書と整合をとしつつ、「要件定義書(確定版)」及び当省の指示に基づき、設計・構築実施計画書及び設計・構築実施要領の案を作成し、当省の承認を得ること。 なお、設計・構築実施計画書及び設計・構築実施要領の記載内容は標準ガイドライン(第7章 設計・開発)で定義されているものとする。	工程管理(構築支援)事業者について調連の実施が困難となったため
9	調達仕様書 16	394～396	4 作業の実施内容 ク 引継ぎ	本調連の設計書、設定情報、作業経緯、残存課題等を文書化し、次期STATS運用管理支援事業者、令和11年度(予定)構築事業者に対して確実な引継ぎを行うこと。	本調連の設計書、設定情報、作業経緯、残存課題等を文書化し、次期STATS運用管理支援事業者、令和10年度(予定)構築事業者に対して確実な引継ぎを行うこと。	年度の記載が誤っていたため
10	調達仕様書 18	470～473	4 作業の実施内容 (6) GSSネットワーク接続切替作業 イ	イ STATS機器の設定変更に必要な作業手順を確認し、手順書を作成すること。 なお、STATS機器の設定変更を行う際は、STATSサービスへの支障が無いことを確認し、担当職員の了承を得ること。また、設定後は、以下「ウ 動作確認」において該当する項目を実施すること。	イ STATS機器の設定変更に必要な作業手順を確認し、手順書を作成した上で、STATS機器の設定変更を行うこと。 なお、STATS機器の設定変更を行うに当たり、サービスの停止の有無、影響範囲を明確にし、担当職員と協議の上、実施すること。また、設定後は、以下「ウ 動作確認」において該当する項目を実施すること。	作業内容を明確にするため
11	調達仕様書 21	557	表3 成果物一覧	項番23 納品期日欄	令和9年5月、以降毎年	空欄となっていたため
12	調達仕様書 24	595～600	5 作業の実施体制・方法 (1) 作業実施体制	本業務の推進体制及び本業務請負業者に求める作業実施体制は下図(図3 本業務の推進体制、表5 本業務請負業者に求める作業実施体制の役割)及び下表(表4 本業務における組織等の役割、表5 本業務請負業者に求める作業実施体制の役割)のとおりである。なお、請負業者内の人員構成については想定であり、請負業者決定後に協議の上、見直しを行う。また、請負業者の情報セキュリティ対策の管理体制については、作業実施体制とは別に作成すること。	本業務の推進体制及び本業務請負業者に求める作業実施体制は下図(図3 本業務の推進体制、図4 本業務請負業者に求める作業実施体制)及び下表(表4 本業務における組織等の役割、表5 本業務請負業者に求める作業実施体制の役割)のとおりである。なお、請負業者内の人員構成については想定であり、請負業者決定後に協議の上、見直しを行う。また、請負業者の情報セキュリティ対策の管理体制については、作業実施体制とは別に作成すること。	意見招請の公開用PDFファイルの作成過程において相互参照項目の誤変換が発生していたため
13	調達仕様書 24	603	図3 本業務の推進体制	工程管理(構築支援)事業者	工程管理(構築支援)事業者を削除	調連の実施が困難となったため
14	調達仕様書 25	606	表4 本業務における組織等の役割	工程管理(構築支援)事業者	工程管理(構築支援)事業者の行を削除	調連の実施が困難となったため
15	調達仕様書 26	608	図4 本業務請負業者に求める作業実施体制 関連事業者	工程管理(構築支援)事業者	工程管理(構築支援)事業者を削除	調連の実施が困難となったため
16	調達仕様書 35	903～905	8 入札参加資格に関する事項 (1) 競争参加資格 イ	イ 公告日において令和4・5・6年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、ソフトウェア開発の営業品目を選択した者であること。	イ 公告日において令和4・5・6年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けられ、「情報処理」の営業品目を選択した者であること。	意見招請の公開用PDFファイルの作成過程において「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に誤記が発生していたため 実施内容に即した営業品目とするため
17	要件定義書 2	26	図1 業務の実施に必要な体制	工程管理(構築支援)事業者	工程管理(構築支援)事業者を削除	調連の実施が困難となったため
18	要件定義書 4	81	15.(2). 管理すべき指標	次期STATSに係る管理すべき指標は、次の表のとおり。	次期STATSに係る管理すべき指標は、下表(表3 管理すべき指標)のとおり。	表番号及び名称の記載が漏れていたため
19	要件定義書 6	145～146	2.1.(1). 情報システムの構成に関する全体方針	本事業のハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク等の構成に関する全体方針は、次の表のとおり。	本事業のハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク等の構成に関する全体方針は、下表(表7 システム構成に係る全体方針)のとおり。	表番号及び名称の記載が漏れていたため
20	要件定義書 9	157～158	2.2.(2). 開発方式及び開発手法	なお、現時点における次期STATSにOracle Databaseを採用する場合に必要と想定される(バージョンアップに伴う)検討事項は次の表のとおり。	なお、現時点における次期STATSにOracle Databaseを採用する場合に必要と想定される(バージョンアップに伴う)検討事項は下表(表8 次期STATSにOracle Databaseを採用する場合に想定される検討事項)のとおり。	表番号及び名称の記載が漏れていたため
21	要件定義書 10	168～170	2.3.(3). 情報システムの全体構成及び責任分界	次期STATSの全体構成の想定及び関連調達業務との主な責任分界を以下の図に示す。関連調達業務を含めた各主体の責任分界は、別添6「各主体の役割分担」も参照すること。	次期STATSの全体構成の想定及び関連調達業務との主な責任分界を以下の図(図 2-1 次期STATSの全体構成及び責任分界(GSSネットワークへの移行前)、図 2-2 次期STATSの全体構成及び責任分界(GSSネットワークへの移行後))に示す。関連調達業務を含めた各主体の責任分界は、別添6「各主体の役割分担」も参照すること。	表番号及び名称の記載が漏れていたため
22	要件定義書 11	173	図 2-2 次期STATSの全体構成及び責任分界(GSSネットワークへの移行後)	※1: GSS PCは本省支給の端末であるため、システムサービス業務の責任範囲外。GSS PCをSTATSに接続可能とするために必要なネットワーク機器の設定等は責任範囲。	※1: GSS PCはデジタル庁支給の端末であるため、システムサービス業務の責任範囲外。GSS PCをSTATSに接続可能とするために必要なネットワーク機器の設定等は責任範囲。	支給元の記載が誤っていたため
23	要件定義書 12	177～180	2.3.(1). 機器数及び設置場所 ア 現行STATSについて	現行STATSにおける主要な機器及び役割は、次の表のとおり。各サーバのリソースについては、別添7「現行・次期STATSにおける各サーバのリソースを参照すること。また、機器数及び設置場所については、閲覧資料「現行STATS物理及び論理構成図」を参照すること。	現行STATSにおける主要な機器及び役割は、下表(表9 現行STATSにおける主要な機器及び役割)のとおり。各サーバのリソースについては、別添7「現行・次期STATSにおける各サーバのリソースを参照すること。また、機器数及び設置場所については、閲覧資料「現行STATS物理及び論理構成図」を参照すること。	表番号及び名称の記載が漏れていたため
24	要件定義書 13	185～189	2.3.(1). 機器数及び設置場所 イ 次期STATSにおける機器数及び設置場所	次期STATSの機器数は「表 11. 情報システム稼働環境に関する事項」の各機器の要件を参照すること。また、経済産業省本省内に設置するSTATSに接続するためのネットワーク機器、運用管理用PC及び統計業務用PCを除き、原則、機器はデータセンタに設置すること。なお、ファイル共有サーバは経済産業省に設置してもよい。	次期STATSの機器数は「表 11. 情報システム稼働環境に関する事項」の各機器の要件を参照すること。また、経済産業省本省内に設置するSTATSに接続するためのネットワーク機器、クライアント端末を除き、原則、機器はデータセンタに設置すること。	GSS移行に伴い当省コンピュータセンタが廃止予定とされているため
25	要件定義書 13	194	2.3.(2). データ量等 ア 現行STATSについて (ア) アプリケーション	現行STATSにおけるアプリケーションの規模は次の表のとおり。	現行STATSにおけるアプリケーションの規模は下表(表10 STATSアプリケーションのデータ量/数/規模)のとおり。	表番号及び名称の記載が漏れていたため
26	要件定義書 14	199	2.3.(2). データ量等 イ 現行STATSについて (イ) データベース	現行STATSにおけるデータベースの提供機能・構成・規模は次の表のとおり。	現行STATSにおけるデータベースの提供機能・構成・規模は次の表(表11 現行STATSのRDBMSにて提供する機能、表12 データベース情報、表13 テーブル情報)のとおり。	表番号及び名称の記載が漏れていたため
27	要件定義書 15	208	2.3.(2). データ量等 ウ 現行STATSについて (ウ) 共有ストレージ等	現行STATSの共有ストレージ等に保管されている各データ量は次の表のとおり。	現行STATSの共有ストレージ等に保管されている各データ量は下表(表14 現行の共有ストレージ等の格納データ量)のとおり。	表番号及び名称の記載が漏れていたため
28	要件定義書 16	217～220	2.3.(2). データ量等 イ 次期STATSにおけるデータ量	次期 STATS のシステム(共有ストレージ、共有サーバ等)に格納するデータ量は、「※1～(ハ/ハイ)」当該時期のデータ量調査に含まなかったため、データ量は不明である。データ量がないことを指すものではない。表 15 次期STATSにおけるデータ量想定)のとおり。	次期 STATS のシステム(共有ストレージ、共有サーバ等)に格納するデータ量は、「表 15 次期STATSにおけるデータ量想定)のとおり。	意見招請の公開用PDFファイルの作成過程において相互参照項目の誤変換が発生していたため
29	要件定義書 22	332	表20 GSSネットワークへの移行に伴い変更が必要な機能 No.3 関連項目欄	表11 表11.(7) ウ エラー! 参照元が見つかりません。エラー! 参照元が見つかりません。	表11.(7).ウ (オ) GSSネットワークシステム接続セグメント	意見招請の公開用PDFファイルの作成過程において相互参照項目の誤変換が発生していたため
30	要件定義書 27	428～432	2.1.1. 情報システム稼働環境に関する事項 11.(1). ハードウェア及びネットワーク構成	次期STATSのHW・SW、ネットワーク構成を検討するための参考として、「エラー! 参照元が見つかりません。」、 「表9 現行STATSにおける主要な機器及び役割」、 「図2-1 次期ネットワーク構成概要図」に転載を示す。提案時においては、STATSアプリケーションの安定稼働を優先しつつ、コスト削減を踏まえた適切な構成とすること。	次期STATSのHW・SW、ネットワーク構成を検討するための参考として、「図2-1及び図2-2次期STATSの全体構成及び責任分界」、「表9 現行STATSにおける主要な機器及び役割」、「図3-1及び図3-2 次期ネットワーク構成概要図」に転載を示す。提案時においては、STATSアプリケーションの安定稼働を優先しつつ、コスト削減を踏まえた適切な構成とすること。	意見招請の公開用PDFファイルの作成過程において相互参照項目の誤変換が発生していたため

No	頁番号	行番号	項目	修正前	修正後	理由
31	要件定義書 27	434	図2-1 次期ネットワーク構成概要図	図2-1 次期ネットワーク構成概要図	図3-1 次期ネットワーク構成概要図	意見招請の公開用PDFファイルの作成過程において相互参照項目の誤変換が発生していたため
32	要件定義書 37	748	Ⅲ.11.(3). 本書環境 キ Active Directoryサーバ (イ) ハードウェア c	c サーバストレージ装置は、以下 (a)及び(b)の能を満たすこと。	c サーバストレージ装置は、以下 (a)及び(b)の性能を満たすこと。	脱字のため
33	要件定義書 41	906～935	Ⅲ.11.(5). ストレージ要件 ア 共有ストレージ (ア) 共有ストレージの仕様 b,c	b 上記aの対象となる領域は、「※—(ハイフン):当該時期のデータ量調査に含まなかったため、データ量は不明である。データ量がないことを指すものではない。 c 表 15 次期STATSにおけるデータ量想定」の項番1から項番3 までとする。別途、副ボリュームやスナップショット領域等の作業領域が必要な場合は提案すること。	b 上記aの対象となる領域は、「表 15 次期STATSにおけるデータ量想定」の項番1から項番3 までとする。別途、副ボリュームやスナップショット領域等の作業領域が必要な場合は提案すること。	意見招請の公開用PDFファイルの作成過程において相互参照項目の誤変換が発生していたため
34	要件定義書 41	906～935	Ⅲ.11.(5). ストレージ要件 ア 共有ストレージ (ア) 共有ストレージの仕様 d～o	項番d～項番o	項番c～項番nに繰上げ	No.34の修正に伴うもの
35	要件定義書 43	943～946	Ⅲ.11.(5). ストレージ要件 イ 共有ストレージ用バックアップ装置 (エ)、(オ)	(エ) バックアップの際、「※—(ハイフン):当該時期のデータ量調査に含まなかったため、データ量は不明である。データ量がないことを指すものではない。 (オ) 表 15 次期STATSにおけるデータ量想定」の項番1から項番3 までに動作遅延等の性能劣化が生じないこと。	(エ) バックアップの際、「表 15 次期STATSにおけるデータ量想定」の項番1から項番3 までに動作遅延等の性能劣化が生じないこと。	意見招請の公開用PDFファイルの作成過程において相互参照項目の誤変換が発生していたため
36	要件定義書 43	947～950	Ⅲ.11.(5). ストレージ要件 イ 共有ストレージ用バックアップ装置 (カ)、(キ)	(カ) バックアップ中であっても、「※—(ハイフン):当該時期のデータ量調査に含まなかったため、データ量は不明である。データ量がないことを指すものではない。 (キ) 表 15 次期STATSにおけるデータ量想定」の項番4 のリストアが可能なこと。	(オ) バックアップ中であっても、「表 15 次期STATSにおけるデータ量想定」の項番 4 のリストアが可能なこと。	意見招請の公開用PDFファイルの作成過程において相互参照項目の誤変換が発生していたため
37	要件定義書 52	1318～1320	Ⅲ.11.(8). クライアント端末要件 ア 運用管理用PC (ウ) ソフトウェア l (c),(d)	(c) 検索機能として、最大3つの文字列を設定できる機能があること。また、最大 (d) 5つのフォルダを指定した検索もできること。	(c) 検索機能として、最大3つの文字列を設定できる機能があること。また、最大5つのフォルダを指定した検索もできること。	1項目とすべき内容だったため
38	要件定義書 52	1321～1322	Ⅲ.11.(8). クライアント端末要件 ア 運用管理用PC (ウ) ソフトウェア l (e)	項番(e)	項番(d)に繰上げ	No.38の修正に伴うもの
39	要件定義書 54	1362	Ⅲ.11.(8). クライアント端末要件 イ 統計業務用PC (イ) ハードウェア d (a)	(a) プロファイル領域のみに保存できるようにすること。 当該プロファイル領域は十分な容量を確保すること。	(a) プロファイル領域のみに保存できるようにすること。 また、十分な容量を確保すること。	ア 運用管理用PCの記載に合わせたため
40	要件定義書 64	1736～1738	Ⅲ.11.(10). 外部接続機能要件 ア 基本要件 (タ)	(タ) 仮想デスクトップの式数見込は、令和8年度からサービス終了までaにに加え、b、cの利用を予定している。なお、今後「委託事業者」はaに示すとおり変更する見込みであり、仮想デスクトップの式数を適宜変更できるようにすること。	(タ) 仮想デスクトップの式数見込は、令和8年度からサービス終了までaにに加え、b、cの利用を予定している。なお、今後「委託事業者」は下表(表23 委託事業者の仮想デスクトップの式数見込み)に示すとおり変更する見込みであり、仮想デスクトップの式数を適宜変更できるようにすること。	表番号及び名称の記載が漏れていたため
41	要件定義書 70	1896	表26 引継ぎ事項の概要 引継ぎ先	項番2 次々期STATS調達支援事業者 項番3 次々期STATS設計業者	項番2 次々期STATS要件定義支援事業者及び概念実証事業者 項番3 次々期STATS構築事業者	調達仕様書の記載と合わせたため